

## 与論町有料広告掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報よろん
- (2) 与論町ホームページ
- (3) 町が使用する公用封筒
- (4) その他町の発行物又は資産で、町長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は触れるおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）の規定に該当する営業に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人・団体等の意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、町長が別に定めるものとする。

(広告の募集等)

第5条 広告の募集は、町長が別に募集期間等を定め、広報よろん、与論町ホームページ等により行うものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、与論町有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、掲載申込みに係る広告の内容を審査し、必要がある場合は当該申込者に修正を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）より通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を町長に提出するものとする。

（委員会）

第8条 広告媒体に掲載する広告に疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため与論町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務企画長をもって充て、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員は、町民福祉課長、建設課長、産業振興課長、教育委員会事務局長、商工観光課長、水道課長、環境課長、会計課長、議会事務局長、その他有識者及び総務企画課広報担当をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

（広告掲載の優先順位）

第9条 広告掲載を決定する場合の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、申込み順とする

（1） 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

（2） 第2順位 私企業及び自営業等で、町内に事業所等を有するものの広告

（3） 第3順位 その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるものの広告

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、第7条第1項の規定による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

（広告主の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第5条の適用を受ける場合は、同条例の規定により許可を受けなければならない。

3 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告代理店への業務委託）

第12条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに版下原稿及び広告物を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載について支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。